

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 評議員会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第16条第2項に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条を準用する招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、定款第19条第1項の規定により行う。

- 2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、定款第19条第2項の規定により、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第4条 評議員会の議長は、定款第20条第1項の規定により選任する。

(定足数)

第5条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 評議員会への出席については、電話会議システム又はテレビ会議システムによるものも認めることとする。

(関係者の出席)

第6条 評議員会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(決議等)

第7条 評議員会の決議は、定款第21条の規定により行う。ただし、その決議は、定款第22条第1項の規定により、省略することができる。

2 評議員会への報告は、定款第22条第2項の規定により、省略することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、評議員会に付議した議題について必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、当該議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事、監事又は議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合、その他正当な理由があると議長が認める場合は、この限りではない。

3 評議員から一般社団・財団法人法第180条の規定による招集の請求があった場合、同法第184条の規定による議題の請求があった場合、同法第185条の規定による議案の提出があった場合、又は同法第191条に係る議案の提出があった場合、議長は、当該評議員に説明を求めなければならない。また、必要があるときは出席者に対してこれに係る意見を求めることができる。

(議事録)

第9条 評議員会の議事録は、定款第23条に従い作成する。なお、電磁的記録により議事録を作成する場合は、一般社団・財団法人法第95条第4項の例により、法務省令で定める署名又は記名押印に変わる措置を講じなければならない。

2 前項の議事録は、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第10条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過

及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 評議員会の権限

(決議事項)

第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 重要な事項として理事会が評議員会へ付議した事項
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (11) この法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (12) 評議員会の延期又は続行
- (13) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第11号、第12号及び第13号に係る事項については、この限りではない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 評議員会の事務局事務は、これを所管する課が行う。

第6章 雜 則

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第14条 その他評議員会運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。